

2024年4月18日

各位

会社名 株式会社ナルミヤ・インターナショナル
代表者名 代表取締役執行役員社長 國京 紘 宇
(コード番号：9275 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 管理本部長 大矢 正 幸
(TEL. 03-6430-3405)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年5月24日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督機能の強化と業務執行の意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図ることができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とするべく、変更案のとおり第35条（剰余金の配当等の決定機関）及び第36条（剰余金の配当の基準日）を新設し、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第44条（期末配当金）及び第45条（中間配当）を削除するものであります。
- (3) 取締役会議事録の電子化を可能とするため、出席した取締役の署名又は記名押印に加えて、電子署名での議事録作成を可能とするべく、現行定款第29条（取締役会議事録）を変更案第28条のとおり変更するものであります。
- (4) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

3. 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日：2024年5月24日

定款変更の効力発生日：2024年5月24日

以上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条<条文省略> (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査役会および会計監査人</u>を置く。</p> <p>第5条<条文省略></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条<条文省略> <u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条<条文省略> (単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4)<条文省略></p> <p>第10条～第11条<条文省略> (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条<条文省略> (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 第1項において、代表取締役に差し支えあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条<現行どおり> (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会及び</u>会計監査人を置く。</p> <p>第5条<現行どおり></p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条<現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第7条<現行どおり> (単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(4)<現行どおり></p> <p>第9条～第10条<現行どおり> (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎</u>事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第13条<現行どおり> (招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 第1項において、代表取締役に差し支えあるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集</p>

し、または議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条<条文省略>

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会
(員数)

第20条 当社の取締役は、3名以上とする。

<新設>

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. <条文省略>

3. <条文省略>

<新設>

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

し、その議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条<現行どおり>

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会
(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2. <現行どおり>

3. <現行どおり>

4. 監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

<p><u>2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(取締役会)</u></p> <p>第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>主総会の終結の時までとする。</p> <p><削除></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><削除></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで</u>取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	--

<p><新設></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。</p> <p>第30条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 <条文省略></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13条第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行い、10年間当会社の本店に備え置くものとする。</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 <現行どおり></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p><新設></p> <p><新設></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>2. 監査役のうち、半数以上は社外監査役でなければならない。</p> <p>3. 監査役会は、その決議により、常勤の監査役1名以上を選定する。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員規程による。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

<p><u>(監査役の任期)</u> 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(補欠監査役)</u> 第36条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>2. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p><削除></p>
<p>3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議)</u> 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会議事録)</u> 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第40条 監査役会の決議の方法その他監査役会の運営について必要な事項は監査役会が定める監査役会規程に定める。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役との責任免除)</u> 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為による監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除するこ</p>	<p><削除></p>

<p>とができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 43 条 <条文省略></p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 34 条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、取締役会の決議によって中間配当（会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をいう。）をすることができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p>
<p><新設></p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p><削除></p>
<p>第 46 条 <条文省略></p>	<p>第 37 条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 8 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上